

浦添市公告第 133 号

令和6年度浦添市選挙違反広告物除去業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、浦添市契約規則第32条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年4月22日

浦添市長 松本 哲治



随 意 契 約 の 事 前 公 表

1 契 約 件 名	令和6年度選挙違反広告物除去業務委託
2 契 約 内 容	沖縄県議会議員、浦添市長及び浦添市議会議員選挙において道路敷及び公園（敷地内の電柱等占用工作物を含む）へ不法に添加された選挙及び政治関連ポスター、看板、幕及びのぼり旗等の除去等を行う。
3 契約の相手方の 決定方法	選定基準をすべて満たした団体と契約を締結する。
4 選 定 基 準	(1)地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2)本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3)本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4)臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 申 請 方 法	見積書提出による。
6 契 約 担 当 課	美らまち推進課 電話番号 098-876-1243